

令和5年度愛知県回復患者転院受入医療機関応援金Q&A

Q1 いつからいつまでの新型コロナウイルス感染症回復患者の転院を受け入れた場合が令和5年度の申請対象となるのか。

A1 令和5年3月1日から令和5年5月7日までの間において、新型コロナウイルス感染症回復患者の転院を最初に受け入れた県内医療機関が令和5年度応援金の対象となります。

Q2 交付申請書はいつまでに提出すればよいのか。

A2 令和5年6月10日までに提出してください。

Q3 交付対象の「最初に受け入れた県内医療機関」とはどういうことか。

A3 新型コロナウイルス感染症患者が入院していた医療機関から、厚生労働省の退院基準を満たした患者の転院を最初に受け入れた県内医療機関が対象で、その医療機関からさらに転院した場合の転院先の医療機関は対象とならないということです。

Q4 同じ病院内での転床や転棟は対象となるか。

A4 当該応援金は他の医療機関から新型コロナウイルス感染症回復患者を受け入れた医療機関への支援であるため、同じ病院内における転床や転棟は対象となりません。

Q5 自宅・宿泊療養中の新型コロナウイルス感染症回復患者の受け入れは対象となるか。

A5 当該応援金は他の医療機関から新型コロナウイルス感染症回復患者を受け入れた医療機関への支援であるため、医療機関以外からの受け入れは対象となりません。

Q6 新型コロナウイルス感染症に再感染した患者の回復後の受け入れは対象となるか。

A6 対象となります。

Q7 検疫により陽性が判明した患者又は県外発表患者の回復後の受け入れは対象となるか。

A7 対象となります。

Q8 転院を受け入れた回復患者の入院日数について、制限はあるか。

A8 入院日数に制限はありません。ただし、妥当性や合理性を欠く入院当日の転院や

退院は、状況を確認の上、対象外となり得ます。

Q9 新型コロナウイルス感染症の罹患時に無症状であった患者は対象となるか。

A9 検査で陽性となった無症状の患者であっても、回復後に転院を受け入れた場合は、応援金の対象となります。

Q10 当応援金の対象となる医療従事者とどこまでの範囲か、事務職員は含まれるのか。

A10 現場で新型コロナウイルス感染症回復患者に対応した者で、医療資格保有者（医師、看護師、臨床検査技師等）を想定していますが、それ以外の職員の方であっても、現場で新型コロナウイルス感染症回復患者に対応し、医療機関が規定する新型コロナウイルス感染症回復患者への対応手当等の支給要件に該当する方がいれば、資格保有者以外の看護助手や事務職員等も対象となります。

Q11 新型コロナウイルスに感染した患者又はその疑いのある患者に対応した医療従事者に対して支払う手当（対象経費①）に医療従事者等の本給を含めてよいか。

A11 本給は対象外となります。（危険手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、勤勉手当など、新型コロナウイルス感染症患者への対応に伴い発生（加算）したものが対象）

Q12 対象とする経費には医療従事者への手当を含めなければならないか。

A12 愛知県医療従事者応援金とは異なり、そのような制限はありません。

Q13 手当の要件や支払を証明する資料、資材を購入した場合などの証拠書類はいつ提出するのか。

A13 実績報告書（様式第4号）を提出する際に添付してください。（交付申請書（様式第1号）提出時には不要です。）

Q14 様式5「愛知県回復患者転院受入医療機関応援金実績報告書」と共に提出する書類は具体的にはどのようなものか。

A14 手当については、以下3点全ての資料を提出してください。

（1）手当支給単価とその要件が分かる資料（規程、内規等の写し）

（2）対象者の給与明細等、手当支給を証明する資料

（3）手当支給の積算根拠資料（職員氏名、職種、支給単価、従事日数等が記載されていること）

物品については領収書及び納品書の写し等支払内容、支払金額及び納品されていることが確認できる書類を提出してください。

Q15 実績報告書はいつまでに提出すればよいか。

A15 令和5年7月31日までに提出してください。

Q16 令和5年5月8日以降に転院を受け入れた回復患者は本事業の対象とならないのか。

A16 対象となりません。

Q17 応援金交付後に注意すべき点はあるか。

A17 ①国の会計検査の対象となりますので、補助事業完了後5年間補助金関係書類を保管してください。

②補助金で取得した単価50万円以上の財産又は50万円以上効用が増加した財産を処分するときは知事の承認が必要となりますのでご注意ください（該当する財産を財産等管理台帳にまとめていただき、実績報告時に御提出ください）。

③第4条第2項ただし書きにより消費税及び地方消費税を含む補助対象経費で交付を受けた場合は、仕入控除税額（様式第7号）を報告してください。（消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入控除額が確定後）

Q18 申請から応援金の受け取りまでの流れはどうなっているのか。

A18 別紙のとおりとなります。（支払時期は令和5年9月末頃を予定）

令和5年度愛知県回復患者転院受入医療機関応援金 事業フロー図

別紙

